米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書

北谷町内において、11月18日に米海兵隊上等兵(キャンプ・フォスター所属)が、道路交通法違反(酒気帯び運転)の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。 在日米軍は12月5日、米兵による事件・事故防止のため導入しているリバティー制度(米軍施設・施設外での飲酒時間や外出制限)の対象緩和後、道路交通法違反(酒気帯び運転)が頻発している。

12月8日には、米空軍大尉(嘉手納基地所属)、10日に米海軍中佐(海軍病院所属)、12日に米空軍曹長(嘉手納基地所属)、15日に海兵隊3等軍曹(普天間基地所属)が、同容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

本町のみならず沖縄県内においても米兵による飲酒絡みの事件・事故が後を絶たず、地域住民に不安を与えており、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

本町議会では、再三再四、関係機関に抗議・要請したにも関わらず、同様な事件が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の規制を強化させること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急 に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表する こと。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則 を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長